

6 . 廃棄物減量等推進員の活動

廃棄物処理法第5条の8に規定される廃棄物減量等推進員（地域によっては独自の愛称がある）は、一般廃棄物の減量のための市町村の施策への協力その他の活動を行っている。地域によって、その取組はさまざまであるが、主な活動内容として以下のものが挙げられる。

（1）排出抑制の推進

- ごみとなるものを家に持ち込まない生活を自ら実践する。
- 買い物にエコバッグを率先して使用する。
- 紙コップや割り箸等の使い捨てのものの使用を控える。
- 食べ残し等のない生活を心がける。
- 修理をして長く使う等ものを大切にすることを心がける。
- フリーマーケット等の利用あるいは開催に協力する。
- 以上の取組を市民にも広めるよう努める。

（2）リサイクルの推進

- 生ごみの堆肥化等の工夫を行う。
- 資源化できるごみは積極的に資源回収や分別収集に出す。
- リサイクル製品を積極的に使用するよう心がける。

（3）地域の資源回収活動の推進

- 資源回収を効果的に行えるよう町内会や自治会等と協力する。

（4）普及啓発活動の推進

- 自治体が行う施策やPR活動に協力する。
- 率先して環境学習に取り組む。

（5）分別排出の推進

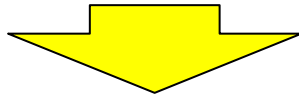
- ごみの排出ルールを守り、ごみ散乱のない地域づくりに努める。

横須賀市ホームページを参考に作成

7. 循環型社会形成推進交付金制度の概要

循環型社会形成推進協議会

～国、都道府県、市町村が構想段階から協働～



循環型社会形成推進地域計画

対象地域 人口5万人以上又は面積400km²以上の地域を構成する市町村(沖縄、離島等は特例として対象)

3R推進のための目標(例)

発生抑制	一人一日当たりのごみの量(年比 %減)
リサイクル	リサイクル率(年比 %増)
最終処分	最終処分されるごみの量(年比 %減)

目標を実現するための政策パッケージ

再生利用施設 : 可能な限り再使用・再生利用

熱回収施設 : 高効率な発電・熱供給(単純焼却は対象外)

浄化槽 : 経済的・効率的な生活排水処理

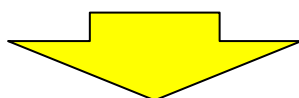
污泥再生処理センター : し尿、浄化槽污泥等を高度処理により資源化

最終処分場 : 安全で信頼性の高い最終処分(直接埋立は対象外)

施設整備に関する計画支援事業 等

交付金の額の算定

対象事業費の1/3を市町村に一括交付
(循環型社会の形成をリードする先進的なモデル施設(高効率原燃料回収施設)については、対象事業費の1/2を交付)



各種事業の実施による循環型社会の形成

(計画に定められた目標の達成状況を事後的に評価、公表)

